

○ 県内市町村における差別解消条例の制定状況
 制定済 (35 全市町村)

	市町村	条例名	施行月
1	山形市	山形市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例	H29. 4
2	米沢市	米沢市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	H31. 4
3	鶴岡市	鶴岡市障害を理由とする差別解消の推進に関する条例	R 2. 4
4	酒田市	酒田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	R 2. 4
5	新庄市	新庄市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	R 3. 3
6	寒河江市	寒河江市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	R 5. 4
7	上山市	上山市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	R 3. 3
8	村山市	村山市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	R 3. 12
9	長井市	長井市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	H31. 4
10	天童市	天童市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	R 4. 4
11	東根市	東根市障がい理由とする差別の解消の推進に関する条例	R 元. 6
12	尾花沢市	尾花沢市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	R 3. 3
13	南陽市	南陽市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	R 3. 4
14	山辺町	山辺町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	R 5. 4
15	中山町	中山町障がい理由とする差別の解消の推進に関する条例	R 3. 12
16	河北町	河北町障がいのある人もない人も共に暮らせるまちづくり条例	R 2. 4
17	西川町	西川町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	R 3. 9
18	朝日町	朝日町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	R 5. 3
19	大江町	大江町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	R 5. 3
20	大石田町	大石田町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	R 4. 4
21	金山町	金山町共に障がいのある人もない人も生きるまちづくり条例	R 3. 4
22	最上町	最上町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	R 4. 3
23	舟形町	舟形町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	R 3. 4
24	真室川町	真室川町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	H30. 12
25	大蔵村	大蔵村障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	R 3. 4
26	鮭川村	鮭川村障がいのある人もない人も共に生きるむらづくり条例	R 4. 4
27	戸沢村	戸沢村障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	R 2. 9
28	高島町	高島町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	R 2. 4
29	川西町	川西町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	H29. 6
30	小国町	小国町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	R 2. 4
31	白鷹町	白鷹町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	R 2. 4
32	飯豊町	飯豊町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	H29. 12
33	三川町	三川町障害を理由とする差別解消の推進に関する条例	R 3. 3
34	庄内町	庄内町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例	R 4. 4
35	遊佐町	遊佐町障がい理由とする差別の解消の推進に関する条例	R 4. 4

※ 令和5年4月1日に県内全市町村が条例施行

R5.6 現在障がい福祉課調べ

～読書が困難な方に本を読むよろこびと役に立つ情報を～

山形県視覚障がい者情報センターをご存知ですか？ (山形県立点字図書館)

山形県立点字図書館は、令和6年4月1日より「山形県視覚障がい者情報センター※1」となりました。

山形県視覚障がい者情報センターでは、視覚に障がいのある方等がより多くの情報を手に入れるお手伝いをしています。

※1 通称として

こんな仕事をしています！

- 点字図書や録音図書の製作、貸出
- 視覚障がい者ネットワークシステム「サピエ」の利用促進
- 視覚に障がいのある方の相談対応（日常生活や福祉機器に関すること 等）
- 個人の本や資料などの点訳、音訳
- 個人の本や資料などの対面朗読
- 点字や音声による新聞情報の提供 等々

*サピエとは、視覚などの障害により活字図書の利用が困難な方を対象に、インターネットにより、録音図書等のデータをはじめ、暮らしに役立つ身近な情報などを提供しているネットワークで、約5万タイトルの図書データを所蔵しています。

利用の流れ

図書の貸出やサピエの利用には、視覚障がい者情報センターへの登録が必要です。

視覚障がい、肢体不自由、知的障がい、その他障がいにより視覚による表現認識に困難があると認められる方が登録できます。登録は電話や郵便で行うことができますので、ご希望の方は下記お問合せ先へご連絡ください。

【お問合せ先】

山形県視覚障がい者情報センター
〒990-0031 山形市十日町1-6-6
電 話 023-631-5930
F A X 023-627-1118

相談事業について

(1) 障がいを理由とする差別に関する相談窓口

- 障がいを理由とする差別に関する相談窓口を障がい福祉課内に設置し、職員が相談者への助言や関係者間の調整などを行っています。

障がいを理由とする差別に関する相談

電話 023-630-3303 FAX 023-630-2111

月曜日～金曜日 8:30～17:15(祝日・年末年始除く)

- 内閣府においても相談窓口を設置し、障害者差別解消法に関するご相談を適切な相談機関と調整し、取り次ぎ等を行っています。

つなぐ窓口

電話 0120-262-701

週7日 10:00～17:00(祝日・年末年始除く)

メール info@mail.sabekai-tsunagu.go.jp

(2) 身体障害者相談員・知的障害者相談員

- 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づき市町村から委嘱を受け、地域の障がい者が日常生活を送る上でのさまざまな相談に応じ、更生に必要な援助を行っています。

(3) 障がい者 110 番事業

- 障がい者が自立し豊かで安定した生活ができるよう支援するための相談窓口を、社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会内に設置し、専任相談員が対応しています。

障がい者110番専用ダイヤル

023-687-5333(電話・FAX 兼用)

月曜日～金曜日 8:30～17:00(祝日・年末年始除く)

事業者にも合理的配慮の提供が義務化されます

- 我が国では、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）を実現することを目指しています。「障害者差別解消法」では、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて「共生社会」を実現しようとしています。
- 令和6年4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者※による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務になります。 ※個人事業主やボランティア活動をするグループなども含みます。



合理的配慮の提供とは？

事業者や行政機関等に、障害のある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うこととしています。

社会的バリアを取り除くための申出



建設的対話

障害のある人と事業者等が話し合っ、共に対応策を検討

対応の例 筆談、読み上げ、代筆、タブレット型端末の利用、介助など

～だと助かります

合理的配慮の提供

～をお手伝いしましょう！



知る

障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト

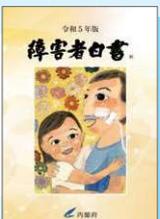
「障害者差別解消法」により定められている事項について理解していただくためのサイトです。事例動画などで分かりやすく説明しています。



調べる

障害者差別解消に関する事例データベース

「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」などについて、行政機関や事業者等の相談窓口へ寄せられた具体例を、障害種別などに応じて検索できます。



障害者白書 (毎年刊行)

政府が講じた各分野の障害者施策や取組について紹介しています。

障害者白書

検索



内閣府
Cabinet Office

内閣府 政策統括官（政策調整担当）付
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

障害者施策担当

☎ 03-5253-2111 (代表)

令和5年10月16日(月)から

障害者差別に関する相談窓口の試行事業



「つなぐ窓口」がスタート!

本事業の相談窓口は、障害者差別解消法に関するご相談を適切な相談機関と調整し、取り次ぎします

■ 障害を理由とする差別に関する相談窓口 ■

相談者



1 自治体・各府省庁等の相談窓口

お住まいの地域や事業を営んでいる地域の自治体、各府省庁等に直接、質問・相談が可能です。

※自治体からの相談も各府省庁等と調整し、取り次ぎします

調整・取次*

2 「つなぐ窓口」(本事業)

New!

障害者差別解消法に関する質問に対する回答や相談事案を適切な自治体・各府省庁等の相談窓口につなげる窓口を試行的に設置します。

1 自治体・各府省庁等の相談窓口

お住まいの地域、事業を営んでいる地域の自治体や各府省庁等が相談窓口を設置しています。

自治体・各府省庁等の相談窓口では、障害を理由とする差別に関する相談や、事案終結に向けた関係機関との調整を行っています。

2 「つなぐ窓口」(本事業)

障害者差別解消法に関する質問に回答すること及び障害を理由とする差別に関する相談を適切な自治体・各府省庁等の相談窓口につなげるための調整・取次を行うことを目的に、令和5年10月から令和7年3月まで、試行的に設置します。

■ こんな方におススメ! ■

- どの相談窓口で相談すれば良いかわからない。
- 過去に相談をした際に、相談先から別の相談先を紹介されることが繰り返されて、結局相談できなかった。
- 平日は学校・仕事で今まで相談ができなかったが、まずは話を聞いてみたい。
- 障害があるので、お店に配慮やお願いしたいことがあるが、どうすれば良いかわからない。
- 障害をお持ちの方への合理的配慮の提供について、何をすれば良いかわからない。等

● 事業に関するお問い合わせ



内閣府政策統括官
(政策調整担当)付
障害者施策担当

住所: 〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1
中央合同庁舎 8 号館

電話: 03-5253-2111

ファックス: 03-3581-0902

ホームページ:

<https://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>

● 障害を理由とする差別に関する試行相談窓口

● 試行期間: 令和5年10月16日~令和7年3月下旬

● 連絡先

電話相談: **0120-262-701**

10:00-17:00 週7日 (祝日・年末年始除く)

メール相談:

info@mail.sabekai-tsunagu.go.jp

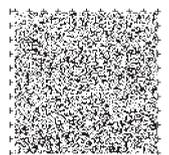
その他のご連絡:

sabetsu-kaisyo@nttdata-strategy.com

● 調査受託事業者: 株式会社 NTT データ経営研究所

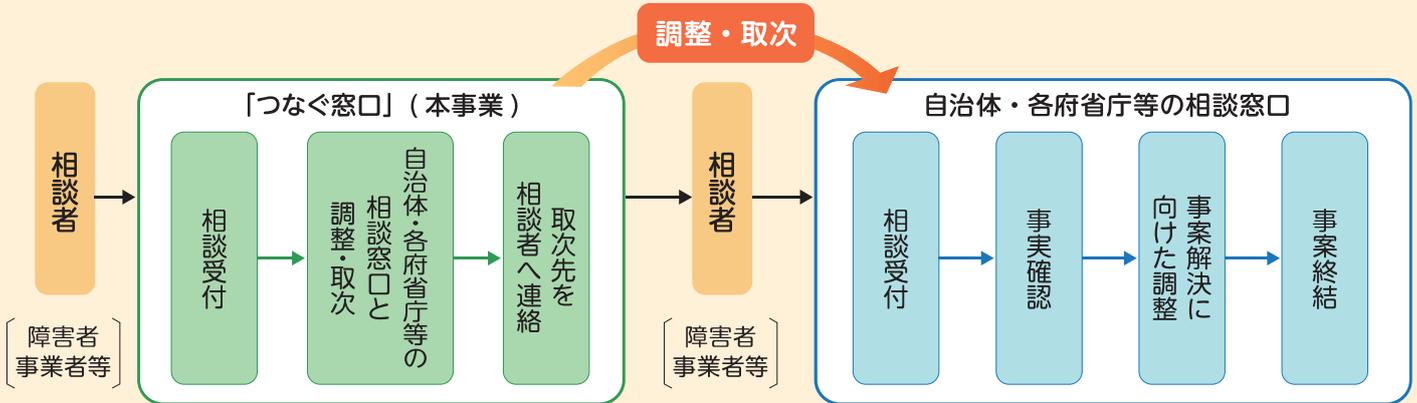
● コールセンター運営事業者: 株式会社 AI サポート

お気軽にご相談ください!



■ 「つなぐ窓口」 による相談対応の基本的な流れ ■

「つなぐ窓口」で相談を受け付けた後、「つなぐ窓口」で適切な自治体・各府省庁等の相談窓口と調整を行い、事案の取次を行います。取次が済み次第、相談者へ取次先の相談窓口の情報を連絡します。相談者が、取次を受けた自治体・各府省庁等の相談窓口へ連絡を行うと、その後は自治体・各府省庁等の相談窓口が取り次がれた相談内容を踏まえて、事実確認や事案解決に向けた調整を行います。



※本事業の「つなぐ窓口」と自治体・各府省庁等の相談窓口は連携して、障害者に対する差別の解消に向け、公正・中立な立場で、障害者・事業者双方の間に立ち、両者の相互理解や建設的対話を促しながら、事案の解決に努め、共生社会の実現を目指します。

障害者差別解消法について

法の考え方

障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁（バリア）を取り除くことが重要との考え方の下、法は、障害者に対する「**不当な差別的取扱い**」と「**合理的配慮の不提供**」を差別と規定し、**行政機関等及び事業者に対して**、差別の解消に向けた具体的取組を求めています。（詳細な内容は参考情報を参照）

※令和6年4月から事業者による障害者への合理的配慮の提供が義務化されます。

障害者差別解消法の対象

障害者

障害者手帳をお持ちの方に限りません。**社会的障壁により多くの制限を受けている全ての方が対象**です。

事業者

商業その他の事業を行う企業や団体、店舗等であり、同じサービスを反復継続しているものを表します。営利/非営利、個人/法人は問いません。※「事業者」に該当するもの（一例）株式会社、社団法人、NPO、医療機関、教育機関、個人のボランティア活動等

分野

教育、医療、福祉、公共交通等、一般的に対象となります。ただし、雇用、就業関係は対象外となります。

本事業で取り扱う個人情報について

本事業では、障害を理由とする差別に関する相談を適切な機関に取り次ぐために、相談者の氏名や性別、お住いの地域、ご連絡先、障害の種別、差別と思われる事案の概要等を伺います。伺った情報はご本人の同意に基づき記録を行い、ご本人の同意の上で、取次先の自治体や国に提供いたします。また、個人が特定されないよう概略化した上で集計を行い、今後の障害を理由とする差別の解消に向けた施策の立案に活用いたします。個人が特定される情報が外部に公開・共有されることはございません。

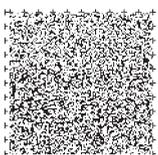
個人情報は、調査受託者である NTT データ経営研究所の監督の下、コールセンターを運営する株式会社 AI サポートにて管理を行います。

NTT データ経営研究所：プライバシーポリシー：

(<https://www.nttdata-strategy.com/information/policy/>)

参考情報

リーフレットは以下の QR コードからダウンロード可能です。



障害者差別に関する相談窓口の試行事業「つなぐ窓口」がスタートします！

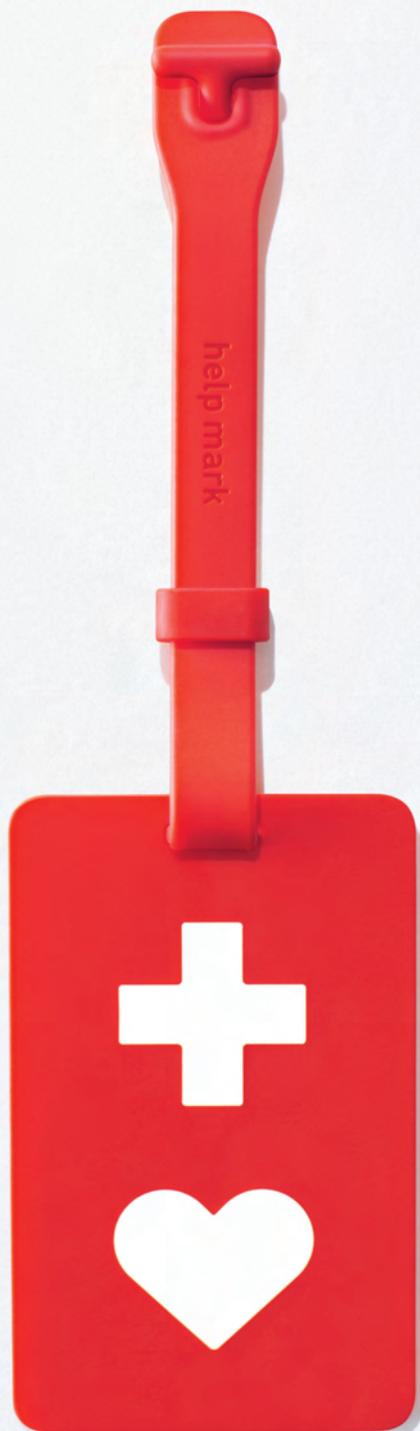


令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます！



ヘルプマークを知っていますか？

援助が必要な方のためのマークです。



外見からは分からなくても援助が必要な方がいます。

このマークを見かけたら、電車内で席をゆずる、

困っているようであれば声をかける等、

思いやりのある行動をお願いします。



配慮を必要としている方のための 「ヘルプマーク」の普及に取り組んでいます。

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方がいます。そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、「ヘルプマーク」を作成し、普及に取り組んでいます。

バス・電車の中で、席をお譲りください。

外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難な方がいます。また、外見からは分からないため、優先席に座っていると不審な目で見られ、ストレスを受けることがあります。

駅や商業施設等で、声をかけるなどの配慮をお願いします。

交通機関の事故等、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な方や、立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な方がいます。

災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。

視覚障害者や聴覚障害者等の状況把握が難しい方、肢体不自由者等の自力での迅速な避難が困難な方がいます。

- 山形県では、下記の場所でヘルプマークを必要とする方に配布します。
(平成30年9月から配布開始)

- ◎ 山形県 健康福祉部 障がい福祉課

- ◎ 山形県 各総合支庁

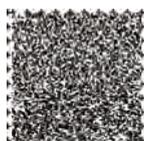
 - 村山総合支庁 地域健康福祉課

 - 最上総合支庁 地域保健福祉課

 - 置賜総合支庁 地域保健福祉課

 - 庄内総合支庁 地域保健福祉課

- ◎ 各市役所・各町村役場 障がい福祉担当課 ほか



(問合せ先) 山形県 健康福祉部障がい福祉課 障がい者活躍推進担当／電話 023-630-2293

ヘルプマーク

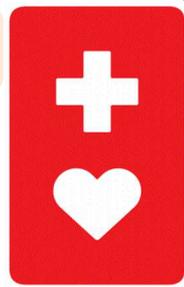
パートナーシップ企業 を 募集しています

山形県では、ヘルプマークの普及に取り組んでいます。

ヘルプマークの普及に御協力いただける企業団体を、広く募集しています。

知っていますかヘルプマーク

障がいなどの理由から、援助や配慮が必要であることを、周囲に知らせるマークです。ヘルプマークをつけた方を見かけたら、思いやりのある行動をお願いします。



どこでもらえるの？

県庁や市町村の窓口で、必要とする方に無償で配布しています

ヘルプマークパートナーシップ企業の取組みは？

① 普及啓発への協力（ポスター掲示等）

ヘルプマークのポスターを掲示し、リーフレットを配布する。社内報などでヘルプマークのPRを掲載する。・・・ ヘルプマークのPRであれば何でも！！

② 作成及び配布への寄附

山形県のヘルプマークは、企業・団体の皆様からの寄附で作成され、必要とする方に配布しています。御理解と御協力をお願いします。

※ ①と②のどちらか（又は両方）の協力をお願いします。

認定のメリットは？

- ・「ヘルプマークパートナーシップ企業認定証」を交付します。
- ・ポスターやリーフレット等は、県で支給します。
- ・御協力いただいた企業・団体名を県のホームページで紹介します。（効果の高いPRの様子は、写真つきで紹介します。）
- ・企業名の入ったシールをヘルプマークの包装に貼付して配布します。（寄附企業団体のみ）

申請用紙によりお申込み下さい。

詳しい内容のお問い合わせは

山形県障がい福祉課 担当 TEL 023-630-2293

FAX 023-630-2111



「山形県ふれあいパートナーシップ企業」に登録しませんか？

皆様の応援が 障がい者の活躍の場を広げます

山形県では障がいのある方の工賃向上や障がい者施設の生産活動の売上増加に向けて
連携・協力いただける企業を募集しています！

企業の皆様



仕事発注



販売場所の提供



社内掲示



障がい者施設



製品販売



仕事受注

障がいのある方々



社会貢献

収入アップ・自立した生活

ご登録企業には

- 「登録証」を交付します
- 登録企業名と取組内容を県ホームページや広報誌で紹介します



障がい者施設って？

一般企業での就労が困難な障がいのある方が通う障害福祉サービス事業所です。

どんなことをしてるの？

障がい者の方はいろいろなお仕事をして「工賃」を受け取っています。



内職作業



清掃作業

こんなお仕事をしています！

- お菓子の製造
- 雑貨の制作
- 内職作業
- 清掃作業 などなど

障がい者施設の活動を 応援しませんか？

例えばこんなこと！

- 障がい者施設に箱の組立や敷地内の清掃などの仕事を発注
- 店舗内やイベント等に障がい者施設が出店
- 社内の従業員向けに、障がい者施設が作ったお菓子などの注文を斡旋

応援内容は県共同受注センターも一緒に考えます！
お気軽にご相談ください！



店舗前での販売会



お菓子や野菜、雑貨などを販売します

登録をご希望される場合は、登録申込書によりお申込みください。

※様式は県ホームページに掲載しております。

https://www.pref.yamagata.jp/090004/kenfuku/shogai/shuro/shuuroushien/fureai_partnership.html



登録の対象

県内に事務所若しくは活動拠点を有する企業・法人・団体等

お問合せ

募集・登録申込について

山形県共同受注センター

TEL 023-616-7188

〒990-0039 山形市香澄町三丁目2-1 山交ビル8階
(山形県経営者協会内)

制度全般について

山形県健康福祉部障がい福祉課
障がい者活躍・賃金向上推進室

TEL 023-630-2293

〒990-8570 山形市松波2丁目8-1

福祉のチカラでお手伝い！

障がい者施設に 仕事を依頼 してみませんか？



どんな仕事を依頼できますか？



様々な部品組立や
縫製(ミシン)など、
手作業が必要な
内職のような作業



ビル・マンション等、
共有部分のトイレ清掃や
草刈り・園芸などの作業

チラシや名刺などの印刷、
点字名刺への加工作業



データ入力や集計、
テープ起こしなどの
情報処理事業



袋詰めやシール貼り、
バリ取りなどの作業



さまざまな仕事をサポートします！

斡旋料
無料！

ご依頼方法 (作業開始までの流れ)

相談

山形県共同受注センター[※]に
相談ください！
一緒に作業の仕様を決める
お手伝いを致します。

※山形県共同受注センターは、山形県から委託を受けて、(一社)山形県経営者協会が運営する組織です。受注業務の斡旋・仲介等の窓口になります。

募集

登録されている障がい者施設
に募集をかけます。

※作業内容によっては、応募が無い場合もございます。ご了承ください。

BOSYU!

開始

募集に応じた障がい者施設と
契約し、業務を開始して
いただきます。

※スムーズに開始できるよう、
山形県共同受注センターが
サポートします。



お問い合わせ

山形県共同受注センター

(山形県経営者協会内)

TEL : 023-616-7188

E-mail : yamagata-kjc@biscuit.ocn.ne.jp

<https://yamagata-kjc.net/>



販売会やイベントにも出店できます！

地域の福祉施設が作った
食品(お菓子、パン等)や雑貨などを販売できます。
販売会を通じて、地域貢献・交流をしてみませんか。



来場無料

YAMAGATA

はにこマルシェ

7/20 SAT • 21 SUN

[時間/11:00~15:00]

会場:やまぎん県民ホールイベント広場
山形県山形市双葉町1-2-38

県内各地の
障がい者施設で作られた
人気商品が大集合!
商品の売上げが
障がい者の就労支援に
つながります。

障がい者施設商品
を購入すると
県民へばな
駐車場が

1時間無料

EVENT

ストラックアウト



ピース

景品
あります!

EVENT

障がい者施設商品大販売会



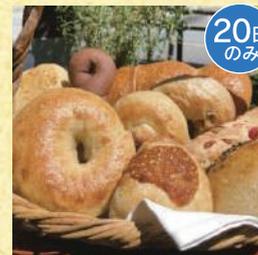
ひまわり南陽



地域特産開発研究所



障がい者自立支援センターあおぞら



わたしの会社

20日
のみ

EVENT

キャンドル パーツ付 体験



1回
350円

就労支援センターこすもすの家



カフェランチCOCORA



山形県リハビリセンター



なでらの森 楓



障害者通所事業所らふらす大江

21日
のみ

EVENT 動物ふれあいコーナー

小動物を中心にかわいいアニマルが遊びに来ます!
※予告なしに動物が変更になる場合がございます。



事業所名称/動物ふれあいコーナー 申請者/今野泰次郎
住所/山形県山形市双葉町一丁目2-38 種別/展示
登録番号/山保6第3号 登録年月日/令和6年6月4日
登録有効期限/令和11年6月3日 動物取扱責任者/高橋 秀洋

EVENT パフォーマーによるパフォーマンス!



パフォーマー-たつみ



つばさくん

20日
のみ

21日
のみ

楽しい大道芸!

パフォーマンスタイム

◆1回目/12:00~◆2回目/14:00~

バルーンアートのプレゼント実施!

パフォーマンスタイム

◆1回目/12:00~◆2回目/14:00~

EVENT キッチンカーも来るよ!



クレープ



ホットドッグ



ポテから



ラーメン肉まん



自家焙煎コーヒー



煮干し中華



ルーローハン

21日
のみ

※写真はチラシ表面をご覧ください。

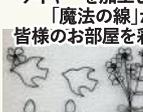
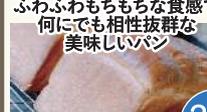
<p>ピース バッティングストラックアウト 遊んで楽しい 3種のゲームをご用意! 参加者には景品もご用意!</p>	<p>ひまわり南陽 ジェリーズポップコーン キャラメル味や梅かつを味など 豊富な12種のフレーバーを ご用意しております</p>	<p>地域特産開発研究所 梅ジャム 自社農園で採れた無農薬の梅と 大江町産のはちみつを使った 手作りジャムの販売</p>	<p>障がい者自立支援センター あおぞら 麻ひもバック 麻紐で編んだ丈夫で軽く 大容量のバック</p>	<p>わたしの会社 20日 のみ 自家製天然酵母ぱん 国産小麦と自家製のくりむ・ あんこ・トマトソース等を つけたぱん</p>
<p>就労支援センター こすすの家 キャンドル体験教室 アイスの形をしたキャンドルに お好みのトッピング</p>	<p>カフェランチCOCORA レモンスカッシュ 生のレモンを入れて、 さわやかな風味を楽しめる 一杯です</p>	<p>山形県リハビリセンター オリジナルジェラート 山形のジェラート専門店 「コザジェラート」との コラボ商品を3種類ご用意</p>	<p>なでらの森 楓 多肉植物 自社ハウス栽培の多肉植物。 インテリアにもピッタリ</p>	<p>障害者通所事業所 21日 のみ らふらんす大江 パッチワーククッション いくつもの色や柄を厳選し仕立てた オリジナルクッション</p>



ほろほろマルシェ

参加施設の 商品紹介

※諸事情により変更になる場合がございます。

<p>寒河江共育成園 BUBU 0歳から遊べる子供用玩具! 丸みを帯びた形状が特徴的!</p> 	<p>のぞみの家 煮玉こんにゃく 手造りの煮玉こんにゃくにゃく! 歯応えの良さが格別です!</p> 	<p>ワークショップ明星園 イラストメモ帳 利用者の方が描いた オリジナルのイラスト入り</p> 	<p>就労継続支援A型事業所カイセイ 就労継続支援A型事業所せいてん つや姫と 秘伝豆の山形せんべい 地元のつや姫と秘伝豆を使い、 油は一切使わず焼きあげました</p> 	<p>障害福祉サービス事業所 友愛園 ウチョウラン 山や野原に自生する素朴で 可憐な観賞用の草花です!</p> 
<p>夢工房 なっとうくん 県産大豆、県産納豆菌を使用し 山形にこだわった美味しい納豆</p> 	<p>ひなぎくアルファー 城南町事業所 夏物ベスト 綿などの夏用の糸で編んだベスト。 重ね着しておしゃれ度アップ。</p>  <p>20日 のみ</p>	<p>ワークランドべにばな 焼き餃子 手作り感あふれる おいしい餃子3つの味を お楽しみください</p>  <p>20日 のみ</p>	<p>らっふる 酒粕プリン 河北町の和田酒造さんの酒粕と 牛乳を使用した上品な風味</p>  <p>20日 のみ</p>	<p>ひなぎくアルファー 十日町事業所 ふくさ・miniトートバッグ 巾着等の布製品 刺し子やミシン掛けで 心を込めて丁寧に仕上げ</p>  <p>20日 のみ</p>
<p>自立支援センター竹とんぼ えがおに農園 トマト(フルティカ/ サンチェリースマイル) 高島町のハウスで育てだ甘くて さくのあるトマト</p>  <p>20日 のみ</p>	<p>多機能型支援センター 大げやぎの家 チーズケーキ 濃厚なのに後味すっきり。 3つのサイズで販売中</p>  <p>20日 のみ</p>	<p>ピバウェブ美畑店 ワイヤークラフト ワイヤーを加工して作る 「魔法の線」が、 皆様のお部屋を彩ります。</p>  <p>20日 のみ</p>	<p>ぱん工房リアンわかみや アップルガレット 甘酸っぱいクリームと、 リンゴのコンポートの コンビネーションが絶妙な一品</p>  <p>20日 のみ</p>	<p>こまくさの里 トマト(シンディースイート) 糖度が8~10度と高く、 酸味とのバランスがとれた 上山市金谷産のトマト</p>  <p>20日 のみ</p>
<p>障害福祉サービス事業所 こぶしの家 かぶり〜な 帽子の様に形が決まっているので 簡単にかぶることができます!</p>  <p>20日 のみ</p>	<p>社会福祉法人 上山翔会 上山いずみの家 イギリスパン ふわふわもちもちな食感で 何にでも相性抜群な 美味しいパン</p>  <p>20日 のみ</p>	<p>障がい福祉サービス事業所 いっぽ 動物小物(陶芸) 陶芸で作った動物たちの置物。 みんな表情が違い可愛い!</p>  <p>20日 のみ</p>	<p>ピバウェブ山形駅前店 レジアクセサリ アクセサリやストラップ、 シャカシャカキーホルダーなど</p>  <p>21日 のみ</p>	<p>会場案内図</p>

会場: やまぎん県民ホールイベント広場

山形県山形市双葉町1-2-38

◎37.5℃以上の方、体調不良の方は来場をお控えください。
◎手指消毒をお願いします。

P 県民べにばな駐車場

イベント広場

はじめよう!

のうふくれんけい
農福連携

ノウ フク

今、おこなっている農作業 障がい者施設にお願いしてみませんか?

いろんな農作業を行っています。

水稲苗運び、苗箱洗い／野菜の収穫、除草、出荷作業
果樹の摘果、収穫、出荷作業、剪定枝集め／各種箱作り
など



おすすめポイント

- ①まずは作業体験会を開催し、不安解消
- ②障がい者施設の職員が農作業に同行し、サポート
- ③農作業委託に必要な農作業の細分化、難易度評価など、農福連携推進センターがアドバイス

農家さんの声

「はじめは不安でしたが、一生懸命に作業をしてくれて助かっています。今ではなくてはならない戦力です」



まず一度「山形県農福連携推進センター」へご相談ください!!

村山・最上・置賜地域 023-630-2203 (県健康福祉部障がい福祉課内)

庄内地域 0235-66-2174 (庄内総合支庁地域保健福祉課内)

※農福連携とは…障がい者等が農業分野で仕事をするを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組です。障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、農業分野の新たな働き手の確保につながる可能性もあります。



体験型コーナーでは、来場者が考えたり手を動かして表現してみる経験から、アートが持つ可能性のひとつを感じながら、楽しんでいただければと思います。



2022年度ワークショップ風景

展示では、目で見た情報だけではなく、触って、音や声を聞いて、より多感覚で感じたり想像したりしながら世界を拡げてみてください。また

第一部は、盲学校の児童と美術大学生が、互いの世界を拡げつつ対話を通して楽しみながら空間を作りました。第二部は、AIを活用しながら自己表現をしている作品を展示します。

この展示では、第一部「見える世界×見えない世界のまじわり」と第二部「人とテクノロジーとアートのまじわり」の二部構成で、他者や道具と関わりながらそれぞれの世界を拡げ、自己表現をしている取り組みをご紹介します。

世界の まじわり と 展



2024 **7.29 - 9.8**

10:00-17:00 入場無料 休館日 8.13-15

ナビレンスによる
音声ガイドあり

第一部 見える世界×見えない世界のまじわり

2022年度より2年間、山形県立山形盲学校(以下、盲学校)の児童と、東北芸術工科大学 総合美術コース(以下、芸工大)の学生が交流し、創作活動の実践を行う場を継続しています。今回は、【「ら・ら・ら」な世界をひろげよう】と題して、2回のワークショップを行い、盲学校と芸工大の参加者が対話しながら、手で触れて感じたり想像したりして、あったらいいな、面白そうと思ったカタチを自由に作ってみました。

○展示のためのワークショップ参加者

山形県立山形盲学校 小学部5名・中学部4名
東北芸術工科大学 総合美術コース9名

○展示ワークショップ企画・ディレクション

石沢恵理(東北芸術工科大学専任講師、アートワークショップデザイナー)

○体験コーナー (会期中いつでも参加OK)

「ら・ら・ら」な世界をひろげよう

ザラザラ、ツルツル、さまざまな質感の素材が壁一面に広がる「ぎやらりーら・ら・ら」。手で触れて、形や大きさ、質感を感じて「ら・ら・ら」の世界を広げよう。シールやスポンジなどで好きな形を作って壁や窓を楽しく変身させましょう!

展示会情報

【事前にナビレンスアプリをダウンロードしてください。】



主催：やまがたアートサポートセンターら・ら・ら

協力：(第一部) 山形県立山形盲学校 東北芸術工科大学 総合美術コース

(第二部) 社会福祉法人わたぼうしの会たんぼの家アートセンターHANA 一般財団法人たんぼの家 NPO法人輝色

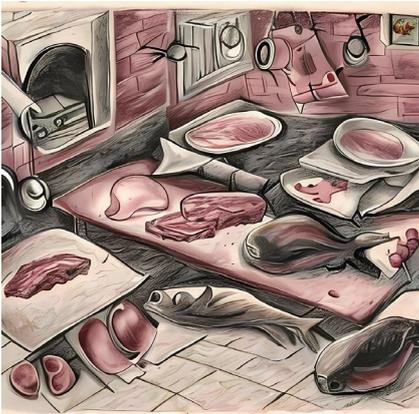
世界のぼじわり展

十亀史子さんの制作風景（写真：衣笠名津美）

第二部

アートとテクノロジーと ぼじわり

アートとケアとテクノロジーの可能性を広げるプロジェクト「Art for Well-being」（文化庁／一般財団法人たんぼの家）の中から、AIが生成した画像をモチーフに描いた、たんぼの家アートセンターHANAのアーティスト十亀史子（そがめふみこ）さんの作品展示とプロジェクトの紹介を行います。また、目の見えない・見えにくい方を支援する当事者団体のNPO法人輝色に所属するアーティスト蜻蛉（とんぼ）さんによる、AIを利用して、言葉によるユーモアや皮肉のある世界（生成画像）を作り、それ



に対してツッコミを入れる、一連の表現をご紹介します。人が考えて楽しさを見出したり、創造したりすることの大切さを感じていただければと思います。

「スベルは違えど、カタカナにすれば皆同じ！ ということで、部屋に肉をばら撒いてみた。掃除が大変だ。」

「ミーティングルーム」 蜻蛉／2023年作品

会場
お問い合わせ先

GALLERY
LALALA



やまがたアートサポートセンター ら・ら・ら / 社会福祉法人愛泉会 ぎやらりー ら・ら・ら
〒990-0033 山形市諏訪町一丁目2番7号 TEL: 023-674-8628 FAX: 023-664-2118

社会福祉法人愛泉会では、2011年に「ぎやらりー ら・ら・ら」を開業、山形県の事業として、2016年「やまがた障がい者芸術活動推進センター」、2020年「やまがたアートサポートセンター ら・ら・ら」を設置し、山形県内の障害のある人の芸術活動の普及支援として、「相談支援」「人材育成」「ネットワークづくり」「発表機会の創出」「調査発掘・発信」に取り組んでいます。活動を通して、多様性の理解促進をはかり、新たな価値創造の発信を続け、互いに尊重し理解しあえる包容力のある地域社会創造のため活動しています。



2024 9.13 - 10.13

10:00-17:00 入場無料 ナビレンスによる音声ガイドあり

〇体験コーナー

1. 「ら・ら・ら」な世界をひろげよう
(第一部から継続)

2. AIを使って創作してみよう

会場内のタブレットを使い、AIを使って画像を生成して、それを下絵に絵を加えたり、ツッコミ文を考えてみよう。





発表会等の機会創出



人材育成



関係者の
ネットワークづくり



「きざしとまなざし公募展」

障害のある人たちをとりまく環境には、表現の「きざし」があり、その表現に寄りそう「まなざし」があります。障がいのある人たちの表現は、このような相互の関係性でかたちづくられているともいえます。

この公募展を通じて、障害のある人たちの表現だけではなく、その表現と人に寄りそう「まなざし」に気づいたり、考えたりする機会になればと思います。表現の「きざし」と、それに寄りそう「まなざし」によってつくられた作品を多数ご応募下さい。

応募期間：2024年6月24日(月)～8月23日(金)

応募資格：山形県出身または在住の、社会において何らかの障がいのある方。年齢制限なし。

応募先・お問い合わせ：やまがたアートサポートセンターら・ら・ら

〒990-0033山形市諏訪町一丁目2番7号 TEL/023-674-8628 E-mail/g.lalala@y-aisenkai.or.jp

困っている様子を見かけた際は……

ほじょ犬を同伴していても、みなさまのサポートを必要とする場面があります。もし困っている様子を見かけたら、「何かお手伝いしましょうか？」などのお声がけや筆談で、コミュニケーションをとってください。

何かお気づきの際は……

ほじょ犬が通路をふさぐ等の状況をユーザーが気付いていない場合もあります。何かお気づきの際には、ユーザーに伝えてください。

お問い合わせ

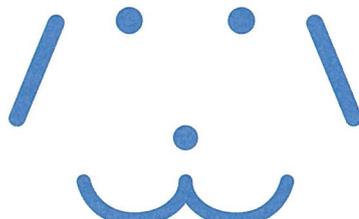
- ▶ ほじょ犬の同伴や使用に関する苦情相談・お問い合わせ先
各都道府県・政令指定都市・中核市の障害福祉担当課
- ▶ 厚生労働省ホームページ
身体障害者補助犬(関係法令やガイドライン等)



2020年版

もっと知って！

Welcome!



ほじょ犬

もっと知ってほじょ犬 [txt形式]



障害のある方の日常生活をサポート

活躍する

ほじょ犬のご紹介!

ほじょ犬とは…

ほじょ犬は、目や耳、手足に障害のある方をサポートする「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」のこと。障害のある方が自立と社会参加をするための大切なパートナーです。身体障害者補助犬法に基づき、必要な訓練を受けています。また、ユーザーはほじょ犬の衛生・行動管理をしっかりと行っているの、社会のマナーを守り清潔にしています。



ユーザーがほじょ犬を同伴して施設等を利用する際には、いつでもほじょ犬であることを示すように、犬種、認定番号、認定年月日等を表示しています。

曲がり角を教える!



1 盲導犬

見えない、見えにくい人が安全に歩けるようにサポートします。障害物を避けたり、立ち止まって曲がり角や段差を教えたりします。ハーネス(胴輪)をつけていて、「盲導犬」と表示しています。

2 介助犬

手や足に障害のある人の日常生活動作をサポートします。物を拾って渡したり、指示したものを持ってきたり、脱衣の介助などを行います。「介助犬」と表示しています。

落としたものを拾う!



危険を知らせる!



3 聴導犬

聞こえない、聞こえにくい人に必要な生活音を知らせます。玄関チャイム音、メールやFAX等着信音、赤ちゃんの泣き声、車のクラクション等を聞き分け教えます。「聴導犬」と表示しています。

健康と清潔

ユーザーは、獣医師の指導を受けながら、ほじょ犬の体調や衛生・行動の管理をしっかりと行い、健康と清潔を保ちます。ほじょ犬には、食べ物や水等を与えないようにしましょう。

食事

決められた 食事と水の量

食事・飲水の時刻と量を決めることで、排泄の時刻や健康を管理しています。

トイレ

一定の生活リズム に合わせた排泄

ほじょ犬の体調に合わせて、指示した場所で排泄するようにマナーを守っています。

ブラッシング

ブラッシングと シャンプー

毎日のブラッシングと、定期的なシャンプーを行い、清潔を保ちます。ときに、洋服やケープを着せ、抜け毛を防止しています。

検診

定期的な 予防接種と検診

衛生を確保するため、健康診断は年に2回以上、検便や血液学的検査は年に1回以上実施。「身体障害者補助犬健康管理記録」をつけています。

移動と施設利用

ユーザーはほじょ犬とともにさまざまな交通機関や公共施設を利用します。ほじょ犬はユーザーの指示がとても大切なので、ほじょ犬に対して、話しかける、じっと見つめる、触る等の気を引く行為は避けましょう。

交通機関

電車・バス・タクシー

シートなどを汚さないように足もとでじつかに待機します。



公共施設

商業施設・飲食店・ 病院・ホテル

導線を確保し、大人しくテーブルの下や椅子の側などで待機します。



ほじょ犬への接し方

- 食べ物を与えないようにしましょう。
- 気を引く行為は避けましょう。
- 温かく見守りましょう。



補助犬法

ほじょ犬は「身体障害者補助犬法」に基づき訓練・認定されています。ユーザーは衛生・行動管理に責任を持って社会参加しています。受け入れる施設側には、法律に基づき、ほじょ犬の同伴を受け入れる義務があります。

解説 身体障害者補助犬法

目的 / 良質な補助犬を育成して、障害のある方の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とした法律です。(法第1条)

定義 / 補助犬は、認定を受けた「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」の3種類の総称です。(法第2条)

訓練・認定 / 定められた訓練施設において、障害のある方の状況に応じた訓練を行い、良質な補助犬を育成し、指定された法人により「認定」を受けています。(法第3、16条)

使用者 / 補助犬を同伴して施設等を利用するときは、補助犬である旨を表示しています。また、使用者は自ら補助犬の行動を適切に管理し、補助犬の体を清潔に保ちます。(法第12、13、22条)

施設等の利用 / 不特定多数の人が利用する施設等では、使用者が補助犬を同伴することを拒むことはできません。(法第7、8、9条)

障害者差別解消法について 障害を理由とする差別の解消を推進

- 「不当な差別的取扱い」とは
障害があるということだけで、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為は禁止されています。
- 「合理的配慮」とは
障害のある方などから何らかの配慮を求める意思の表示があった場合には、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮。
詳しくは内閣府ホームページ「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)」をご参照ください。



障害のある方の 社会参加を広げるために!

目や耳、手足に障害のある方をサポートする「ほじょ犬」は、社会参加に欠かせない大切なパートナーです。障害のある方が日々の暮らしをよりよく過ごせるような社会の実現を目指しています。皆様のご支援とご協力のほどどうぞよろしくお願い致します。